

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

米沢市長 近藤 洋介

市町村名 (市町村コード)	米沢市 (62022)
地域名 (地域内農業集落名)	上郷地区 (下新田、下浅川、上浅川、押出開拓、長手開拓、長手、前小屋、谷ノ口、海上、 木和田、細原、上竹井、上川井、坂町、西谷地、中ノ目、上新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月13日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、担い手や地区内の農業者が減少しており、現状として新規就農者や後継者がほとんどいないため、農地の引き受け手がおらず、将来の農地利用に不安が生じている。

また、農業を継続していくためには多額の費用をかけて機械等を更新しないといけない状況や、現場の状況にそぐわない昨今の農業政策や米価下落等による農業所得の低下などにより、今後一層、農業者の耕作意欲の減退が進んでしまうおそれがある。担い手の問題だけでなく、地区内で鳥獣被害も増え始め、水路整備が進んでいないところや未整理地も多く、今後耕作放棄地等が増加し、当該地とその周辺を含んだ農地利用が適切に行えなくなる可能性も危惧される。

現状を踏まえ、担い手の確保や地区内農業者の農業所得の向上が課題であり、将来の担い手となり得る新規就農者や若手農業者の確保・育成、現担い手への支援、鳥獣被害対策や水路・農地等の基盤整備等の実施が必要がある。

【地域における主要な作物】水稻、大豆、飼料作物

(2) 地域における農業の将来の在り方

新たな担い手が確保できるまでは現状を維持することが重要であり、今後も水稻・大豆・飼料作物を地区の中心作物とし、稲作と畑作物をそれぞれ区分けして集団化することで、生産性や品質の向上を図り、農業所得の向上を目指す。

また、耕作者ごとに農地をまとめることで、作業効率の向上や経費削減を図る。

農地の土地改良や区画整理、水路等を含む基盤整備を実施し、効率的に農地利用が行える状態にする。

また、水路・農道等の管理など、多面的機能支払交付金等を活用した地域での取組を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	714.54 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	714.54 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基本的には、畜舎(農業用施設用地)及び農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の経営意向を踏まえて、担い手や目標地図に位置付けた方を中心に農地を集積・集約し、農業経営の効率化を図る。 地区農業の生産性向上のため、出来る限り稲作と畑作でそれぞれ集約していく。農地の集積・集団化には地権者の理解が必要となるため、継続した話し合いの場を持ち、話し合いの場には地権者も呼び込む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
契約期間満了後に農地中間管理機構を通した貸借へ移行し、地区内の担い手や目標地図に位置付けた方に優先的に貸し付けしていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を早期に実施していくとともに、多面的機能支払交付金の活用による水路、農道等の管理や補修作業、用排水路整備の推進を図る。 特に上新田地区は未整理地が多いため、早期に基盤整備の計画を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
行政等と連携した新規就農者や若手農業者の確保に取り組み、特に若手農業者に対する支援を手厚く行えるよう行政へ要望していく。兼業で農業を行える人、継続できる人の確保も進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
有機栽培など作業委託できない部分も多いが、水稻防除作業については積極的に防除協議会に依頼していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

[①鳥獣被害防止対策]

共同で草刈りを実施するとともに、鳥獣被害の多いところは補助金を活用して電気柵の設置を実施する。

[⑦保全・管理等]

多面的機能支払交付金を活用した取組の継続により、地域ぐるみでの活動を活発化させ、水路・農道等の保全管理を徹底する。

[⑨耕畜連携等]

畜産肥料の利用拡大を図る。